

年金改悪政府案の基本構造

公文 昭夫

歴史はくりかえす

消費税増税と社会保障

こうなると、もはや「バナナのたたき売り」である。それも腐ったバナナを高く売りつけようという商法だからたまったものじゃない。

一年まえの02年12月5日に厚生労働省が今国会に提案する年金「改革」案を発表した。そのときは、保険料を「20%」まで引上げて（現行厚生年金の料率13.58%）固定する。その結果、年金額は、いまのモデル年金、夫婦で月23万8000円（男子労働者の平均賃金の59.4%）を12%減らして52%にする、というものであった。国民年金の最終保険料も、いまの一人月1万3300円を1万8100円まで値上げするという計画だった。そうしないと、日本の年金の「持続」を可能ならしめることはできないという主張だったのである。

ところが1年後の03年12月17日には、自民・公明の与党年金改革協議会が、何ひとつ具体的な根拠も示さないまま、保険料率の固定上限を18.35%に修正し、年金額は年50.1%（15%削減）まで引下げることを選定した。ほとんどこれで決まりか、と思ったとたん、年あけの1月30日の与党年金改革協議会は、18.35%からの0.05%値切って18.30%にすると修正したのである。いっぽう年金額のほうは、15%削減の50.1%のまま。それも厚生労働省の試算では、これから少子高齢化が進み、経済情勢が悪くなれば50%を割りこみ、47.9%（削減率19%）にまで引下げることになると言っている。映画「男はつらいよ」の主人公、フーテンの寅さんなら、「安くしとくよ、持ってけドロボー」と良心的？なセリフを吐くところだが、自・公商店の年金経営は、最低のモラルも科学的根拠もかなぐり捨て

て、もっぱら通常国会直後の7月参院選で「どこまでやれば票が増えるか、減るか」を年金「改定最終案づくり」の基準にしているのである。さらに、一週間あとの2月4日には、この数字がまた変わった。年金額引下げの基準50.1%が50.2%に修正され、年金分割や、障害年金改善などが付け加えられた。それを要約したのが表1の改悪一覧だ。水戸黄門じゃないが「純（小泉）さん、神（神崎）さん、もういいんじゃない」というところか。いずれにしてもこんなふざけた「票取りゲーム」で、労働者、国民の老後、障害、遺族の年金が左右されてよいのか。まずは顔を洗って出直すべきである。

こんどの年金「改定」で、もうひとつ、絶対にゆるせない問題がある。それが年金「改革」を口実とした消費税法の改悪、消費税増税、その間のつなぎといわぬばかりの直接税増税の実施、計画である。年金制度のなかの保険料負担を軽くし、年金額を引上げる、おくらしている女性の年金を改善する。その改革のためにどうしても財源が不足するから「増税」というならまだ話合いの余地はある。ところが、保険料は値上げ、年金額を削る「ため」に増税するでは、まったく話のつじつまが合わないではないか。したがって、普通の常識で判断するなら、これはまちがいに別な「理由」があるんだ、と誰でも思う。よく言われる89年からの15年間で、消費税収入136兆円。それが大企業のための法人税減税131兆円で消えている。なにがねらいだったかはこの一事をみても明白である。

「福祉のために増税、消費税」というだましのテクニックは、歴史的に証明されている。

今国会での04年年金改悪への直航便始発ターミナルが、中曽根「行政改革大綱」にもとづく1985年・年金大改悪にあることはよく知られて

特集・生活破壊の現局面

いる。このとき日本の年金は、将来へむけて年金保険料の3倍化、年金額の3分の1カット(20年間かけて35%削減。04年がちょうど20年目にあたる)、労働者の年金支給開始年齢を65歳にする。その結果、国の負担は半分に節約できる、という基本的な「改革」方向が決められた。その後はほぼ、この路線で改革、後退が進んでいる。

85年年金改悪の年、中曽根首相の「税制抜本改正」が公表され(1月)、大型間接税(消費税)導入が示唆されている。前年の84年には健保、国保の改悪が強行された。

第2次改悪となる89年年金改悪時には、周知のように「消費税法施行・税率3%」が実施されている。89年年金改悪をまえに、88年12月24日に竹下内閣のもとで「消費税は福祉税」といながら「消費税法案」が成立している。

94年の年金改悪で、労働者の年金支給開始年齢ひきのばし(65歳へ)の具体的スケジュールを決めたが、この年の2月3日、異例の深夜記者会見で細川首相(自民党単独政権から連立政権へ移行)が「国民福祉税」創設を公表している。これが消費税増税引上げのひきがねとなり、95年村山内閣の手で、5%への税制改革関連法案が成立した。

2000年年金改悪の年には、政府税調が中期答申で「消費税は基幹税の一つ」と断言し、税率引上げの方向を示唆。日本経団連もこれに全面参加(03年、日本経団連は奥田ビジョンで「消費税を04年から1%ずつ引上げ16%にする」と宣言)、03年12月17日には、自・公連立与党が「年金など社会保障財源を確保するために07年度を目途に消費税を含め抜本的税制改革を実施する」という「税制改正大綱」を決定した。同じ日に前述した04年年金改悪の自・公与党合意が公表され、その前日の12月16日には、日本経団連の「春闘方針」、「経営労働政策委員会報告」が公表され、賃下げといっそうのリストラが必要という提言とあわせて、社会保障「改革」に

とって消費税増税は避けられない、と宣言している。要するに国際競争力強化のためのコスト削減、年金、医療など企業主の保険料負担の軽減なくして、「雇用安定」?は無い、というわけだ。「福祉のための増税、雇用確保のための増税」という「おどし」と「だまし」のテクニック、世論操作の手法は、まさに手垢のついた「くり返しの歴史」である

年金財政が、一面窮屈になってきている根本的な要素は、倒産、廃業、リストラで事業所が減り、保険料を払う労働者、被保険者が減少しているからだ。この結果、一人あたりの年金額も確実に減ってきている(表2参照)。この間収入は減っていても、大企業奉仕のための黒字の累積、積立金だけは着実に増えている(表3参照)。年金財政をこわしているのは、政府と大企業なのである。そのつけを国民の負担増(消費税増税)に転嫁するなど言語道断である。

急速に高まり、ひろがる改悪反対の声

そうした前提と布石にもとづいて、04年年金「改定」の最終案が2月10日に決まり、国会に上程された。段取りとしては、予算委員会でのマクロの質疑を経て、4月頃から社会労働委員会で細部の論戦がはじまることになる。全労連が提唱している4月15日の年金改悪反対ストライキ、全国総行動を主軸に、04年春闘の最大のヤマ場を迎える。全労連、中央社会保障推進協議会などは、すでに一昨年末から中央、地方でさまざまな行動を積みかさねて、ヤマ場をめざした運動の高揚を組み立ててきている。私個人も相当数の学習決起集会に参加してきたが、かつてない関心の高さとひろがりを感じさせられる。どの学習会も共通して主催者の予想を上まわる参加者があり、それも従来の組織内の参加者だけでなく、いわゆる一般市民の参加が目立つという特徴をもっている。小零細の労働者が組合員になっている労働組合では、経営者、事業主も含めた学習会になっている。年金改悪は必然

的に高齢者の受診抑制という医療制度の後退に連動するという観点から保険医協会など個人開業医の団体主催の年金学習会、民商など中小業者の学習会は、消費税増税反対と年金改悪反対をセットにしたテーマで行動を起こしている。73年春闘の壮大な「年金改善要求（事実上、社会保障改善要求）ストライキ」の前段の高まりに近づいていると思う。千葉県佐倉市などでは、年金者組合、社会保障推進協議会主催の年金学習会を佐倉市が「後援」するということも出てきている。高齢化の進む市町村にとっては、こんどの改悪が、確実に地域経済に大きなマイナス効果をおしつける結果となることを見抜いているのだ。「連合」は、03年12月18日にひらかれた第1回中央闘争委員会で「04年春季生活闘争方針」を決めている。そこでは、かつてない決意をこめて「年金改悪を断乎阻止するための取り組みを行う」としている。それは、その後の度重なる笹森議長の談話でも強調されている。全労連傘下の労働組合も、全労連、連合に呼応するかたちで取り組みを強めてきている。年金改悪反対は、文字どおり、自・公連立政権、そのスポンサーである大企業「対」大多数の国民との対決という図式となってきた。

最終政府案の内容と問題点

そうしたなかで、2月10日、ついに年金改悪の最終政府案がペールを脱いだ。保険料値上げによる負担増、年金額引下げの給付抑制という基本は、かねて私たちが指摘したとおりの「往復ビンタ」となった。その要点を一覧表にしたのが表1である。同時に、「資料・平成16年年金制度改正案の概要」(厚生労働省がマスコミへの説明用として作成したもの)も参照してもらいながら解説を加えてみたい。

まず今次「改正」案の最大のポイントは、保険料値上げと年金額引下げである。保険料は、厚生年金の場合（公務員などの共済年金も厚生年金にあわせて「改正」される。以下同じ）で、

13.58%（賃金、ボーナスに掛けて徴収・労使折半）が2017年までに18.30%となる。率にして35%、1.35倍の引上げである。このため保険料は毎年0.354%ずつ自動的に値上げされていく。年収500万円の平均的収入の労働者の場合で、毎年1万円ずつ負担が増える。文字どおり実質賃下げの連続だ。それ以降は値上げしない（固定方式といっている）と言うが、いうまでもなく「うち止め」の保証などない。農漁民・自営業者の保険料は、いまの一人月1万3300円が同じく13年間かけて1万6900円まで値上げされる。毎年280円の値上げと説明しているが、これは月あたりの上乗せ分だから、年間の負担増でいうと3360円ずつ上がっていくことになる。今の1万3300円の保険料でさえ、高くて払えない、信用できないから払わない、という人が、おおよその推計でも1100万人いるのである（03年3月末で免除者数435万人、未納者推計630万人、未加入者63万人・平成14年度社会保険事業の概況—社会保険庁より。免除者数は02年末で524万人いたが、行政指導を通じての切り捨て、基準のとり方を変えるなどで減少した）。空洞化解消の常識的対策としては、保険料を値下げするか、大多数の労働組合や団体、野党、学者、専門家たちが一致して提言している最低保障年金制度（税方式）への改革をおこなうべきなのに、まるで逆の「改正」をやろうというのである。

負担を増加させるだけでなく、年金額は、モデル年金と称する夫婦の年金額(月23万8000円。単身(夫)の分は月17.1万円)を2022年度までに15%削減する。

政府の説明によると、夫婦のモデル年金23.8万円は、いま現役労働者（男性、ボーナスこみ年収）の収入比で59.4%で、これを2022年までに50.2%まで引下げるといっているものである。夫分の単身の年金額17.1万円は、59.4%どころか、約43%にすぎない。これが15%削減されるとなると、今のお金の値うちとしてみたら14.6万円まで落ちこむ勘定になる。15%の削減は、老齢基

特集・生活破壊の現局面

礎年金の40年満額支給額6.6万円、現実の平均年金支給額月5.1万円にも同様におそいかかる。今でさえ、憲法25条の基本理念にもとづいてつくられている生活保護基準(生活扶助+住宅扶助)の半分以下という違憲の年金水準をさらに引下げようというのである。「これこそ抜本改革」(坂口厚労相)のセリフは、まさに「抜本改悪」という意味で当を得ている。

全国民的課題として忘れてならないのは、老齢年金の引下げは、そのまま障害年金、遺族年金の引下げに連動するということだ。障害、遺族の年金額は、老齢年金額にもとづいて計算される仕組みになっているからである。

そこへもってきて、日本経団連報告(経営労働委報告・03年12月16日)は、デフレ下における賃金決定の考え方として「付加価値が下がれば人件費も減らさざるを得ない」「雇用確保のためには賃金を減らす」と脅迫的「賃下げ」宣言をおこなっている。

「賃下げ」、「保険料値上げ」で労働者はダブル・パンチの収入減がおしつけられるわけだが、被害はそれだけにとどまらない。年金の生涯総支出額にも大きな影響が出てくるのである。厚生年金(共済年金)の年金額(報酬比例部分)の計算は、加入期間中の賃金額と加入期間(リストラで一時的、半永久的に厚生年金からはなれると、それだけ期間が減る。すなわち年金額が減る)によって決まることになっている。賃下げ、雇用不安はイコール年金額引下げなのである。まさに、今次改悪は、労働者にとってトリプル・パンチなのだ。

さらに年金を支給される年齢になったら、今年年金「改正」案の第2のポイントである、マクロ経済スライドで、減らされた年金額が、さらに毎年自動的に減らされることになる、という落とし穴がまちうけている。資料で説明されているように、これはスライドの指標を物価だけでなく、少子化、高齢化、被保険者数の減少を組みあわせて年金を上げない、減らしていく

という新しいスライド制をつくるというものだ。いったん法「改正」が決まったら、今後は国会の議論なしに自動的に改悪が進行することになる。国民の意思決定をおこなう唯一、最高の場が無視される。まさにファシズム的年金改悪というしかない。

「改正」案の第3のポイントは、94年国会での全与野党一致の付帯決議、2000年国会での付則で決められた「基礎年金の国庫負担率割合3分の1を2分の1に増額する」という「公約」が、こんどもまた破られた、ということである。資料では、「改正」のトップに「2分の1への引上げ」とうたっているが、その中身は事実上5年間の先送りである(「平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する」)。しかも、初年度の04年度には、2分の1への増額に要する費用2兆7000億円のうち272億円しか支出しない、としている。それも公明党の主張する定率減税廃止や老年者、年金者控除など年金生活者への増税分でまかなうというのだから「厚顔」きわまりというしかない。しかも「2分の1」増額の完了は「政府の経済財政運営の方針との整合性、社会保障制度全般の改革の動向、その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する制度の抜本的改革をおこなったうえで平成21年度までに引上げる」という大前提がついている。要するに、大企業がリストラ、賃下げで国際競争力強化に成功し、政府が消費税増税をやってくれたら「5年後に2分の1」にできるかも知れないということだ。ここまできたら完全に脅しであり、ペテンである。もともと94年国会の付帯決議のとき、「次期財政再計算期(99年改正…筆者注)」までに検討することについて、厚生省(当時)は、その財政効果として「実現すれば、厚生年金で1%の保険料率引下げ、国民年金で月3000円の保険料引下げが可能」と答弁していた。つまり、保険料引上げの抑制効果が主たる目的だったわけだ。それがいつの間にか、消費税増税のための2分の1増額にすりかわった。

無節操というか、もともとはそれが本音だったのか、いずれにしても許されない国民への背信である。無条件で「2分の1」に増額することを決めさせなければならない。

その他の「改正」の諸ポイントでは、パート女性労働者の厚生年金適用拡大があるが、これはパート女性自身および事業主の反対がつよく見送りとなった。制度上の問題以前に7月の参院選挙をにらんだ政治的判断による。もともと、今次「改正」のすべてが、国民のための社会保障（年金）充実という視点ではなく、参院選の「星取りゲーム」にもとづく「改革」であると言えよう。このため、国庫負担削減、支出の節約にとって、たいした障碍にはならない、離婚女性への年金分割（要するにパイは変わらず、当事者間の配分で済む）とか、国民年金保険料の免除区分を二段階（全額、半額）から四段階に増やす（その裏側で行政指導による差押えという強硬手段に訴えての徴収強化策の進行にボールをかけている）、無年金障害者の福祉的措置による救済（当然急いでやるべきなのに「検討する」というあいまいな表現となっている）などを盛りこんでいる。基本的にこれらは、大部分が「選挙対策」として利用する意図とみておいてよい。民間企業に働く労働者にとって、60歳から64歳までの在職老齢年金の「二割カット」の廃止は前進面だが、これとて支給年齢が引上げられていく現実がある以上、たいした救いにはならない。

年金積立金の運用のあり方を見直す、といっているが、大型ゼネコンへの無原則的融資制度や大企業奉仕の手数料確保など本質はまったく変わらない。「100年の安心」が聞いて呆れる。目に見える唯一の変化は年金福祉事業団から年金資金運用基金、そしてこんどはどんな名前になるかわからないが積立金運用のための「独立行政法人」が生まれるということだけだ。赤字を出したり、株で損をしたりしてイメージが悪くなったらネーミングを変えて、その責任の所在まで消し去ろうという魂胆が見えすいている。

なんとしても、04年の年金改悪は廃案にするしかない。その運動の主役が、厚生年金、共済年金など国民年金の第二号被保険者であることはいうまでもないことだ。国民年金加入者数でも最大のパイ（厚生年金加入者約3200万人、共済年金加入者約520万人、合わせて3720万人。その被扶養者である妻たち、第三号被保険者1100万人の集団。国民年金加入者約7000万人の70%を占める）である労働者および家族の要求と力の結集がキャスティング・ボートをにぎっている。その場合、中心的役割をはたさねばならないのはいうまでもなく労働組合である。待ったなしの情勢をむかえている年金改悪にたいして、日本の労働組合が全労働者の「今」と「将来」の生活を守るという一点で協力、共同することこそさし迫った課題であり、歴史的に確認されてきた労働組合の使命だと思う。

（くもん てるお・会員・年金実務センター代表）

特 集・生活破壊の現局面

表1 年金改悪の主要点一覧（04年2月10日、政府案より）

		現 在	改 悪 案
保 険 料	厚生年金	賃金・ボーナス×13.58%	2017年までに18.30%にする (毎年0.354%値上げ)
	国民年金	1人月1万3300円	2017年までに月1万6900円 (毎年280円値上げ、 年間で3360円値上げ)
年金額・給付水準		厚生年金夫婦のモデル年金 月23万8000円 (現役世代の平均収入の59.4%)	・2022年度までに50.2%まで引き下げ ・少子化進行、経済悪化なら47%台まで引き下げ
スライド (マクロ経済スライド)		自動物価スライド	物価が上がっても、少子化進行被保険者数などで、年金を引き上げない措置を導入する
夫婦間の厚生年金分割		いまは無い	離婚時に限定して厚生年金を2分の1分割
パートの厚生年金 適用拡大		労働時間、日数が正社員の4分の3以上なら厚生年金加入	先送り。5年後を目途に検討
国民年金保険料の 徴収対策		現在の保険料免除は全額と半額の二段階	二段階を4段階に細分化。20歳代の低所得者などに納付猶予制度をつくる
障害年金の併給		無年金障害者の救済措置無し	必要な財源の在り方とともに福祉的措置で検討
在職老齢年金		・60歳代前半は、一律2割の年金カット ・70歳以上適用していない	・2割カットを廃止 ・70歳代、賃金に応じて年金額カット。 保険料取らない
基礎年金の国庫負担割合		3分の1	2009年度までに2分の1、事実上先送り

表2 厚生年金の加入状況と年金額の推移

	事業所数(万)	被保険者数(万人)			一人当たり、老齢年金額 (月・円)
		総数	男性	女性	
平成10年度(1998年)	169	3,296	2,213	1,083	175,646
11 (1999)	168	3,248	2,180	1,068	177,046
12 (2000)	167	3,219	2,158	1,061	176,953
13 (2001)	165	3,158	2,116	1,042	174,839
14 (2002)	163	3,214	2,148	1,066	173,565

資料 「平成14年度社会保険事業の概況」(社会保険庁・平成16年2月)より年金実務センター作成

表3 厚生年金と国民年金の実質的な収支状況

(単位 億円)

	国民年金			厚生年金			厚生年金積立金の推移
	収入	支出	収支差引残	収入	支出	収支差引残	
平成10年度(1998年)	36,393	31,456	4,936	290,696	239,810	50,886	130.8兆円
11 (1999)	36,529	31,531	4,998	291,035	251,493	39,542	134.8
12 (2000)	36,187	32,596	3,591	283,137	262,320	20,817	136.9
13 (2001)	36,143	34,861	1,282	278,198	273,068	5,130	137.4
14 (2002)	35,453	35,834	△382	290,775	287,686	3,089	137.7

資料 表2に同じ

(注) 2003年度の厚生年金積立金は139兆4540億円、国民年金9兆9588億円。
合計で149兆4128億円(社会保険庁)

平成16年年金制度改正案の概要(04年2月10日公表)

【平成12年改正で残された課題】

- 基礎年金の国庫負担率の2分の1への引き上げ
- 厚生年金の保険料引き上げの凍結解除
- 女性と年金に関わる課題

【平成12年改正以降の社会経済の変化】

- 少子高齢化の一層の進行(平成14年人口推計)
 - ・現行の給付水準を維持した場合、厚生年金保険料は22.8%(国庫負担率1/2、1/3の場合は28.0%)、国民年金は20,000円(国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円、いずれも平成16年度価格)【厚生労働省案(平成15年11月)】での試算結果】

○個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

【基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げ】

○平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

- ・16年度以降：年金調達の見直しによる増収分を充当(平成16年度1,600億円程度、平成16年度272億円)
- ・17年度及び18年度：我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引き上げ
- ・19年度を目標：政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、21年度までに完全に引き上げ

【財政検証の実施】

○少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる年金財政の検証を行う。

【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

○保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(保険料水準固定方式)とする。

(厚生年金) 平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ

平成29(2017)年度以降18.30%とする

(国民年金) 平成17(2005)年4月から毎年月額280円引き上げ

平成29(2017)年度以降16,900円とする。(いずれも平成16年度価格)

○社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整(マクロ経済スライド)する。(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

(新規確定者) 1人あたり賃金伸び率スライド調整率

(既 定 者) 物価上昇率スライド調整率

※スライド調整率 公的年金受給者数の減少率+平均寿命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

→2025年度までは平均0.9%程度

○給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均収入の50%を上回る。

厚生年金の最終保険料率は18.30%に固定し、給付水準を自動調整

→基準ケースで、平成35(2023)年以降厚生年金のモデル年金(夫婦の基礎年金を含む)の所得

代替率50.2%

○国民年金保険料の徴収対策の強化

(所得水準に応じた多段階免除制度の導入、若年の就業困難者に対する納付猶予制度の導入等)

○年金制度の理解を深めるための取り組み

(年金個人情報の定期的な通知(ポインント制))

○第3号被保険者の特例届出の実施

(過去の未届出期間の救済)

2 生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

○在職高齢年金制度の見直し

- ・60歳以前半の被用者の在職高齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)
- ・70歳以上の被用者の高齢厚生年金の給付調整の実施(保険料負担は求めない)
- ・65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入

○短時間労働者への厚生年金の適用

- ・厚生年金が企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施行後5年を目途に、総合的に検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

○次世代育成支援の拡充

- ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満-3歳未満)
- ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下したときの年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)

○女性と年金

(第3号被保険者期間の厚生年金の分割)

- ・被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本的認識とする。
- ・離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合、第3号被保険者期間(施行後の期間)の厚生年金の2分の1を分割できるものとする。

(離婚時の厚生年金の分割)

- ・配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、離婚時に厚生年金を分割できるものとする。(年金額の基礎となる標準報酬額につき、当事者双方の婚姻期間中の合計の半分を上限)

(遺族年金制度の見直し)

- ・自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として給付
- ・子のいない30歳未満の遺族配偶者への給付の有期化(5年)、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時40歳以上とする。

○障害年金の改善

- ・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価)

○企業年金の安定化と充実

(厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除・解散時の特例、確定拠出年金の中途引き出しの要件緩和、企業年金のポートフォリオリテラシーの向上)

○年金積立金の運用の在り方の見直し

(国内債券を中心とし国内外の株式を一定程度組み入れた分散投資による運用、専門性の徹底や責任の明確化を基本として、年金積立金の管理運用のための独立行政法人の創設、運用の資産構成割合は当該独立行政法人で決定)